

第13回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和4年5月17日 火曜日 午後1時30分
石川県直江庁舎 4階 401会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

①かご漁業（べにずわいがに）の許可等の取扱方針の一部改正について

②固定式刺し網漁業（めばる）の許可等について

・制限措置の内容等について（諮問）

・許可等の取扱方針の一部改正について

③知事管理漁獲可能量の配分について（まいわし、くろまぐろ）

④日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第68号（遊漁者のくろまぐろ採捕）について

⑤4月の許認可実績について

⑥その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年5月10日

3. 出席者

出席委員（12名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	坂下 優	委員	勝木 省司
〃	中村 明子	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	川島 和彦	〃	笹波 守勝
〃	中 浩二	〃	橋本 勝寿

欠席委員（3名） 小川 英樹、杉野 哲也、角屋 敏彦

水産課 沢田課参事、小柳主幹、坂本主任技師
事務局 辻局長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) かご漁業（べにずわいがに）の許可等の取扱方針の一部改正について

水産課からの説明を受け、当該取扱方針の一部改正を承認した。（資料1参照）

(2) 固定式刺し網漁業（めばる）の許可等について

①制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の一部改正を承認した。（資料2参照）

- (3) 知事管理漁獲可能量の配分について（まいわし、くろまぐろ）
水産課から報告を受けた。 (資料3参照)
- (4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第68号（遊漁者のくろまぐろ採捕）
について
水産課から説明を受けた。 (資料4参照)
- (5) 4月の許認可実績について
水産課から報告を受けた (資料5参照)

6. 委員会終了時間 午後2時00分

第13回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 辻 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第13回石川海区漁業調整委員会を開催します。
- | なお、本日は、角屋委員、杉野委員、小川委員から欠席の連絡を受けております。また、武田水産課次長も他の公務のため出席できず沢田課参事が代理として来ていただいております。
- | それでは、開会にあたり稲村会長からご挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | どうも皆様ご苦勞様でございます。大変温かい日が続くようになって参りました。海水温も16℃前後という状況になってきて、ここ2、3日、私ども磯の定置網でも、かなり魚が活発に動くようになり、魚の種類も急に変わってきました。これからの夏の漁に期待したいところでございます。油も高止まり、コロナも増える、ミサイルも飛んでくるということで、心配事もいろいろとございますけども、これから先の漁に期待をして頑張っていきたいと思っております。それでは、ただ今から始めたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。
- 辻 局 長 | ありがとうございます。議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。最初に次第、次に資料1「かご漁業（べにずわいがに）の許可等の取扱方針の一部改正について」、次に資料2「固定式刺し網漁業（めばる）の許可等について」に関する資料で、最初のページが制限措置の内容等についての諮問分となっているものになります。次に、資料3「知事管理漁獲可能量の変更について（まいわし、くろまぐろ）」、次に資料4「日本海・九州西広域漁業調整員会指示68号の概要」そして、資料5「4月の許認可実績について」の1枚紙、以上になります。皆様お揃いでしょうか
- | [全員、資料がそろっていることを確認]
- | それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を中村明子委員と中委員にお願いします。
- | [両委員 了承]
- 稲 村 会 長 | それでは、議題1の「かご漁業（べにずわいがに）の許可等の取扱方針の一部改正について」説明をお願いします。
- 坂 本 主 任 技 師 | 水産課の坂本と申します。この海区漁業調整委員会では、はじめての説明になり、いたらぬこともあるかと思いますが、よろしくお願ひします。
- | 資料1「かご漁業（べにずわいがに）の許可等の取扱方針の一部改正について」をご覧ください。資料の中身ですが、1枚目が

概要、次のページが区域図、その次のページに今回の一部改正の新旧対照表をつけております。さらにめくっていただきますと、今回の件に関して出てきています要望書をつけております。最後に取扱方針の全文という形で付けております。説明は、基本的に概要ペーパーを使ってさせていただきます。

令和4年4月12日付けで、県漁協金沢支所、西海支所、輪島支所、小木支所の各支所運営委員長から、4者連名で要望書が提出されております。その内容としては許可における使用漁具の数等の変更ということで提出されております。要望書に書いてあるとおり、令和4年3月8日に西海支所において、べにかごの漁業者が集まりまして、今後のべにかごの許可の取扱いについて話し合いが行われました。その中で、要望書の①について、20トン未満船になりますが、現行の使用漁具は小木地区の船が操業する能登東部海域以外においては漁具数の上限が3連で300カゴとなっておりますが、3連のかごを設置するとなりますと設置と回収のため1度の操業で2往復するような形の操業が多くなるため、漁具数を1連追加しまして、4連400かごとしまして、2連を設置して、2連を水揚げするという1回の操業にしてしまうようなサイクルで操業の効率化をはかりたい。これによって燃油対策にもなるとの要望の話がありました。

②について、これは20トン以上の船で、50海里以遠海域の範囲における内容で、金沢支所所属の第八福栄丸に関することとなります。現行の10連1, 200カゴという漁具数になっているのですが、昨年11月に白山瀬海域で追加で操業できるようになりましたところ、それまでは白山瀬以外の海域で10連のかごを入れて操業をしていたところに、白山瀬海域でできるようになったということです。これに基づきまして、白山瀬海域では常に2連を入れているということなので、その他の海域では現在8連で操業している状態となっているそうです。そのため、白山瀬以外の海域で2連を追加して、全体で12連で操業しても、もとの状態にもどるということになるので、全体で12連1, 400カゴで操業させてもらいたいという話がありました。

今回水産課としては、この要望に対して、これまでどおり漁獲量上限は変更しないので資源保護上の問題は無く、また、関係漁業者からの了解も得られており、漁業調整上の問題は無いことから、認めることとしたいと思っております。変更内容については、20トン未満の漁船については、漁具数の上限を3連300カゴまでを4連400カゴまでと変えます。20トン以上100トン未満船におきましては10連1, 200カゴを12連1, 400かごに変えます。

説明は以上になりますが、参考までに新旧対照表と許可の取扱方針の全文を付けていますので、ご覧いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

中村（明）委員

反対という訳ではなく、念のための確認です。今回効率よく漁をするためということですが、かご数を増やせるところは、効率よくなって、べにをたくさん獲れるのですが、それができないところは困ってしまうとか、そういうことはないのでしょうか。

あと、本件とは関係ないのですが、陸揚が2港以内と規定の中にあるのですが、限定されている理由を参考までに教えていただければと思います。

坂本主任技師

1点目ですけども、区域図見ていただければわかりやすいと思います。20トン未満船というところを見ていただければと思いますが、先ほど申し上げました能登東部海域というところが、すでに400かごで操業できる区域となっています。今回の話は点線から左側のところを4連400かごに合わせて増やすということについて、先ほど言ったような効率化ができないといった海域はなくなるということで問題はないかなと考えております。

中村（明）委員

そうすると、皆さん、4連400かごで出来るということでもよろしいですか。規模が小さくてそこまでできない漁業者はいないと考えてよろしいですか。

坂本主任技師

はい。

沢田課参事

2港の水揚港制限は、以前からずっとあるのですが、取り締まり上の関係で、しっかり漁獲物を確認するという事で2港に限定しております。ただ、いろいろな漁業で違反等が少なくなり、見直して2港に限定しない許可もあります。ただ、今、べにかごの漁業者から、いろいろなところに揚げたいと聞いていますが、そのような要望があれば、対処していきたいと考えています。

稲村会長

なければ、かご漁業（べにずわいがに）の許可等の取扱方針の一部改正については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[一同異議なし]

稲村会長

では、議題2の「固定式刺し網漁業（めばる）の許可等について」、制限措置の内容等について、知事より諮問が来ています。これに伴う「許可等の方針についての一部改正について」を併せて審議をしたいと思います。

辻 局 長

まず、事務局から諮問文を読み上げさせていただきます。資料2をご覧ください。

[諮問文の朗読]

小 柳 主 幹

水産課小柳です。事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。諮問文の次のページ制限措置の一覧をご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、固定式刺し網漁業（めばる類）です。お示ししております制限措置のうち、グレーに塗ってある部分、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数と遊休許可の枠数管理の数が今回ご審議いただく箇所になります。これにつきまして、次のページの資料でご説明いたします。

県漁協輪島支所から固定式刺し網漁業（めばる類）の許可について、遊休許可制度に基づく枠管理からの新規許可を受けたいとの届け出がありました。漁業調整上の問題はないため、水産課としては許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を下記の通り変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。

まず、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の113件、うち遊休許可の名簿管理の数22件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は114件となります。遊休許可の名簿管理の数は22と変わりません。これにより、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の28から1件減って27件となります。

許可の取扱い方針については、今回資料として添付していませんが、取扱い方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を113件から114件に更新したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。これを踏まえ、許可または起業の認可をすべき数を1隻とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間については、令和4年5月17日から令和4年6月17日までとします。

以上、資料2の制限措置の公示、許可の取扱い方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲 村 会 長

質問・ご意見等ございませんでしょうか。

[質疑なし]

なければ、制限措置の内容について妥当であると判断しまして、その旨委員会として答申したいと思っております。また併せて許可等の方針の一部改正を承認したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[一同異議なし]

稲 村 会 長

では次に、議題3の「知事管理漁獲可能量の変更について（まいわし、くろまぐろ）」について、ご説明をお願いします。

今回は、まいわしとくろまぐろについて、海区漁業調整員会で決めたルールに基づいて配分した結果を報告するものになります。資料3に沿ってご説明します。それぞれ、県の資源管理方針で定めている配分の基準により数量を変更しました。

まいわしについては、コメ印で資源管理方針の抜粋を記載しておりますとおり、知事管理区分ごとに漁獲可能量の8割を超えた場合、1,000トンを自動配分するというルールになっております。今回、これに基づきまして定置網漁業等の区分において、令和4年3月25日付けでマイワシの漁獲量が枠の8割になります8,000トンを超えましたので、1,000トンを自動配分しました。さらに漁獲が積みあがり、4月1日付けで追加後の8割に当たる8,800トンを超えたため、さらに1,000トン追加しました。これが、マイワシの追加の報告になります。

くろまぐろについては、4月26日付で国からの漁獲枠の追加配分があり、小型魚は75.8トンから36.1トン増加しており、30キロ以上の大型魚は、41.8トンから3.8トン増加しております。これらの数量について、下の資源管理方針の配分ルールにあるとおり、国からの再配分等については全量を定置網漁業の数量へ配分するというものに従い、全量定置網に追加しました。

変更数量の内訳になりますが、4つありまして、下に記載しておりますとおり、一つは昨年度末の未消化枠の繰越分、加えて昨年漁期の枠の融通、石川県がいらなかった分を他県に譲渡等したメリット分が一つ、今漁期の国が持っている留保枠の再配分が一つ、4つ目が、今漁期の分として、大臣管理漁業と、小型魚と大型魚を枠の交換による配分となっております。これらを総合計して、小型魚36.1トン、大型魚3.8トンとなっております。

これらの結果、各魚種における配分量を知事管理量漁業種類別にしたものを次のページの別表に記載しております。まいわしについてはその他の漁業に最初ありました10,000トンから2,000トン追加して12,000トンとなっております。

くろまぐろにおいては、定置の小型魚について、75.8トンに36.1トンを追加して111.9トンとなっております。大型魚については、41.8トンに3.8トンを追加して45.6トンとなっております。このうち、県の留保分として小型魚で2.0トン、大型魚で5.0トンとしております。

大型魚の漁船漁業枠が1.0トンとなっておりますが、例年であれば大型魚が6月下旬から7月に主漁期となりますので、今後、漁船漁業における大型魚の漁獲量の積み上がりを見ながら、県の留保枠から配分するなど対応していきたいと思っております。ただ、本年度は本来見られない時期に小型魚が来遊するなど読めない状況でありますので、引き続き残枠のモニタリングと日々の報告を注意しながら実施していきたいと思っております。

資料3の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

[質問等なし]

それでは、次に、議題4「日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第68号（遊漁者のくろまぐろ採捕について）」水産課より説明をお願いします。

坂本主任技師

遊漁によるくろまぐろの採捕について、日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示内容についてご説明させていただきます。資料4をご覧ください。概要版として1ページ目につけております。2枚めくりまして、水産庁から発行されております「クロマグロの資源保護のお願い」として、今回の内容についての周知のポスターが来ておりますので、それを添付しておきました。さらに1枚めくりまして、今回の委員会指示の全文を載せておきましたので、参考にしていただければと思います。

くろまぐろの遊漁の管理についての今までの経緯です。令和3年3月に発出された委員会指示に基づき、令和3年6月1日から30キロ未満の小型魚の採捕禁止と30キロ以上の大型魚を採捕した場合、水産庁に報告するという義務が課せられました。その指示が下りた以降、6月1日以降の早い段階で、大型魚の漁獲の積み上がりが大変激しかったものでしたから、令和3年7月の委員会指示第67号で、8月21日から令和4年5月31日まで大型魚の採捕が禁止と指示の内容が変わりました。よって、現行においては、大型魚も小型魚も採捕は禁止となっております。その期間が令和4年5月31日までということで、その後継として今回の指示が発出されたということになります。

今回の68号の概要を説明いたします。ざっくり説明しますと、小型魚については、引き続き採捕禁止という内容になっています。大型魚は採捕を制限するというものになりますが、こちらのルールがア、イ、ウで示されています。まず一つ目が、1日1人あたり1尾を超えて大型魚を保持してならないものとなっています。1尾を超える大型魚を採捕した場合は直ちに海中に放流、いわゆるキャッチアンドリリースをしなければならないということになっています。

2番目のルールですが、遊漁者が大型魚を採捕して場合は、重量等を報告しなければならないということになっています。こちら水産庁のホームページに報告様式がありまして、これに基づいて遊漁者が直接報告することとなっています。

ウのルールですが、漁業者が行っている漁獲可能量の制度になります。資源に影響を与えるくらい獲れてきた場合は、大型魚も採捕禁止となる指示を出します、というルールになっています。その指示の出し方も管理期間を定めて出すことになっています。まず、漁期を分けまして、6月、7月から8月、9月から10月、11月から12月と分けて、それぞれに10トンづつ漁獲可能量の目安量を割り振ってあります。これを超えそうになったときに、その期間内で大型魚の採捕禁止の指示がでることになっています。

ます。年間通して全国で40トンの枠があるような形になるのですが、全体で40トンを超える恐れがある場合、令和5年3月31日まで大型魚の採捕を禁止するといった内容になっています。この採捕期間中に意図せず採捕した場合には、リリースしなければならないこととなっています。

以上の指示が令和5年3月31日まで適用されますので、ご報告させていただきます。県といたしましても、6月から管理が始まりますので、次ページのポスター等を各支所等に配りまして周知等して管理期間を迎えたいと考えています。基本的に国の管理となりますので、県がどう動くかということは、やりながらいうこともあるのですが、皆様に迷惑のかからないように周知徹底を図っていききたいので、よろしくをお願いします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等なし]

ないようであれば、次に議題5「4月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

小柳主幹

知事許可漁業の許可等の取り扱い状況に令和4年4月分について報告します。

[資料5に基づき件数を報告]

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

それでは、その他で何かございませんでしょうか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、次回の委員会について、事務局よりよろしくをお願いします。

辻局長

今回は、6月14日(火)の13時30分から県庁11階1109会議室で開催したいと思います。なお、コロナウイルスの感染状況により、日程や会議場所に変更が生じた場合には、ご連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それと、5月より10月まで、県庁では上着およびネクタイの着用を省かせていただく、いわゆるクールビズ期間としております。本委員会でも、委員の皆様、事務局及び水産課の職員を含め、同様の対応としての開催にしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

[全員了承]

稲 村 会 長

それでは、本日は以上をもって終了させていただきます。ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員
